

甲斐市下水道事業経営戦略（概要版）

1. 経営戦略の策定にあたって

人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることが必要です。

本計画は、甲斐市公共下水道事業経営の更なる健全化のため、必要な現状把握、分析及び将来予測を行うとともに、事業及び経営の目標設定と経営及び投資の合理化を図り、持続可能な公共下水道事業運営を図ることを目的として策定しました。

表 1-1 計画期間

計画期間	10年間 令和4年度（2022）～令和13年度（2031）
------	-------------------------------

2. 下水道事業の現況と課題

本市の公共下水道は、山梨県が事業主体である釜無川流域下水道に接続する流域関連公共下水道として、昭和61年に事業着手し平成5年度に供用を開始しました。令和2年度末で供用開始後28年を経過しました。

接続先である釜無川流域下水道は、本市を含め、韮崎市、南アルプス市、中央市、昭和町、市川三郷町、富士川町の7市町の汚水処理を行っています。

(1) 下水道の整備状況

令和2年度末の整備状況を表 2-1 に示します。

管渠の累計整備延長は298kmです。下水道普及率は77.3%であり、全体計画の達成に向け、引き続き整備を進めていきます。

表 2-1 令和2年度 整備状況

	令和2年度末
行政区域内人口	75,877 人
処理区域内人口	58,675 人
処理区域面積	1,278 ha
下水道普及率	77.3 %
水洗化率	87.0 %

(2) 下水道事業の経営状況

・下水道使用料単価（使用料÷有収水量）

全国と同類型団体*と比較した場合、釜無川流域関連市町の使用料単価の平均は非常に安価となっています。本市の使用料単価は図 2-1 のとおり釜無川流域の中でも低い水準にあります。

・経費回収率（使用料単価÷汚水処理原価×100）

釜無川流域平均と同程度ですが、同類型団体と比較すると非常に低い割合となっています。

令和2年度の使用料単価が92.40円/m³（税抜）であるのに対し、汚水処理原価は147.33円/m³（税抜）です。経費回収率は図 2-2 のとおり62.71%と低い水準にあり、必要な経費を使用料収入で賄えていない状況です。

このため、現状では使用料収入のみで運営を行うことができず、一般会計からの繰入金に依存している状況です。今後は使用料単価の改定を検討する必要があります。

（単位：円/m³・税込）

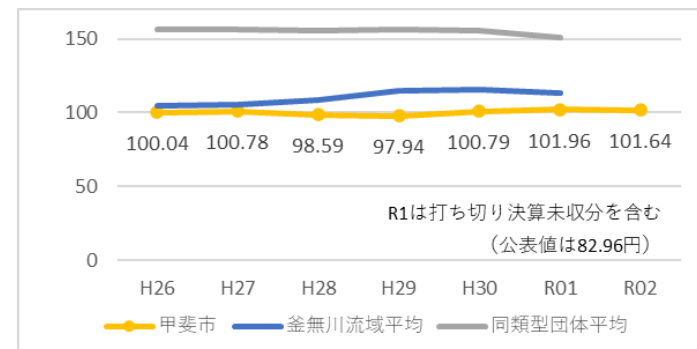


図 2-1 下水道使用料（税込）

（単位：%）

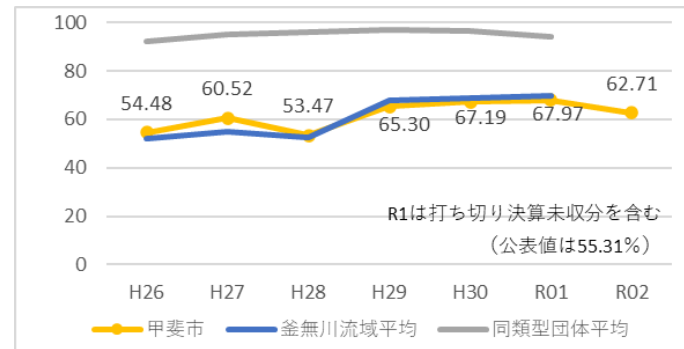


図 2-2 経費回収率

3. 経営の基本方針

(1) 経営健全化へ向けて、次の取組を実施していきます。

- ① 「甲斐市生活排水処理施設整備構想」に基づく施設整備の実施
- ② 「甲斐市下水道事業ストックマネジメント計画」に基づく点検調査、改築更新事業の実施
- ③ 経費回収率の改善による基準外繰入金の削減

(2) 本経営戦略期間中の数値目標は次のとおりです。

- ① 水洗化率：90%以上 新規整備区域拡大後も、現状以上の水洗化率を目指します。
- ② 経費回収率：90%以上 本経営戦略の計画期間内である令和13年度までに90%以上を目指します。
- ③ 使用料単価：140円/m³（税抜）以上 定期的に使用料改定の検討を行い、段階的に使用料を改定し、計画期間中に140円/m³を目指します。

4. 投資計画

今後の主な投資対象事業は以下のとおりです。企業債償還額と借入額のバランスを考慮し施設整備を行います。

(1) 未普及解消事業：

未普及解消へ向けた新設管路施設整備

(2) 総合地震対策事業：

「甲斐市総合地震対策計画」に基づく管路施設耐震化及びマンホールトイレシステムの整備

(3) 流域下水道負担金：

接続先である流域下水道施設の建設費や改良費の一部負担金

(4) スtockマネジメント事業

「甲斐市下水道事業ストックマネジメント計画」に基づく、改築更新事業の実施

本計画策定時点では「甲斐市下水道事業ストックマネジメント計画」の策定中であるため、投資計画には見込まないこととし、経営戦略見直し時に予定費用を計上することとします

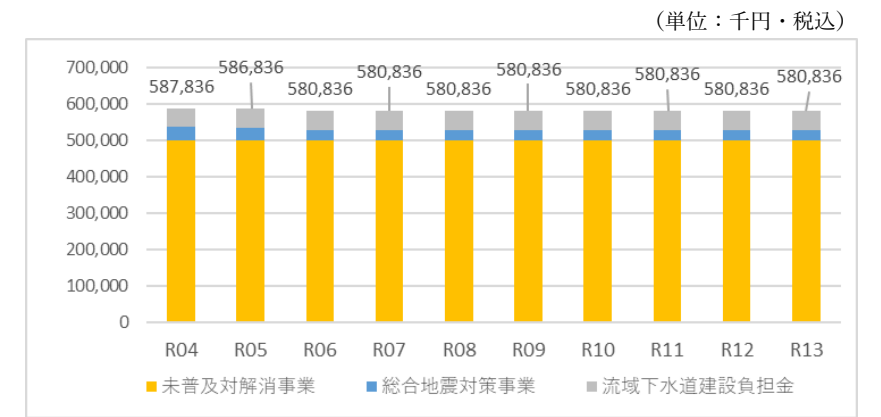


図 4-1 建設事業費（税込）

5. 財源計画

(1) 下水道使用料収入

計画期間中は整備区域の増加により、使用料収入の増加が見込まれます。長期的には、算定の基礎となる有収水量が、処理区域面積の拡大に合わせて増加した後、人口減少に伴い減少していくため（図 5-1）、使用料収入も減少していく見込みです。令和13年度時点の使用料収入は、使用料改定を行わなかった場合は569,892千円（税抜）、使用料改定を行った場合（6投資・財政計画参照）は864,082千円（税抜）になると見込んでいます。

（単位：m³）

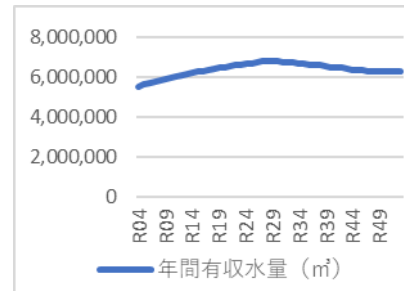


図 5-1 有収水量の予測

（単位：千円・税抜）

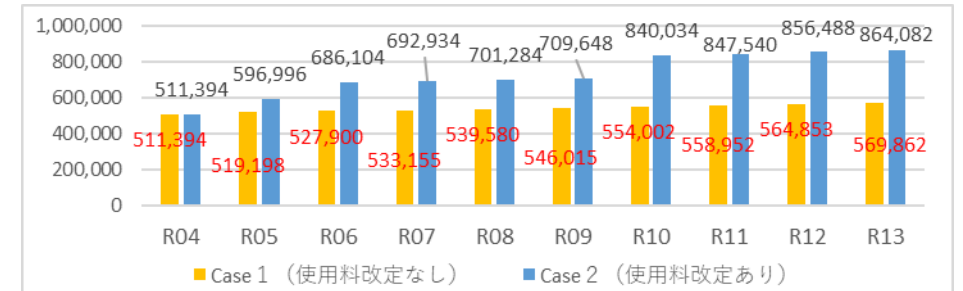


図 5-2 使用料収入（税抜）

* 総務省公表『令和元年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要』における類型区分が本市と同じ Bc1 である団体

(2) 企業債

計画期間中の企業債借入額と償還額は、図 5-3 を予定しています。長期の企業債残高等は図 5-4 で推移する見込みです。

現在の計画では、令和 17～28 年度に償還額を上回る借入が見込まれますが、以降は大規模な建設が行われな見込みのため、企業債残高は減少していきます。

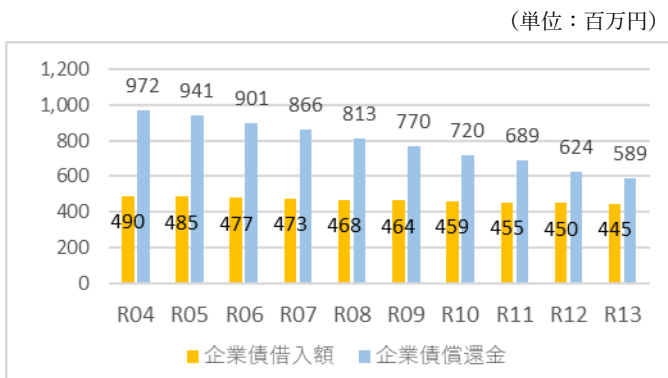


図 5-3 企業債

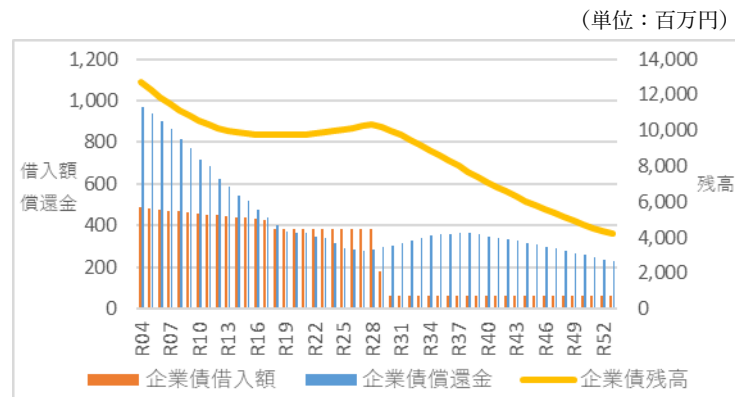


図 5-4 企業債残高

6. 投資・財政計画

現状では経費回収率が 100% を大きく下回っており、下水道使用料で賄えない污水处理に要する経費の一部を一般会計からの繰入金で補っています。今後は、地方公営企業として独立採算制に基づいた経営を行うために、以下の 2 ケースについて投資・財政計画の検討を行いました。

- Case 1：使用料を改定せず、従来と同様に収支不足分を一般会計繰入金で補って収支を均衡させる。
- Case 2：使用料単価を令和 5 年度中に 120 円/m³（税抜）に改定する。その後令和 10 年度に同類型団体平均である 140 円/m³（税抜）に改定する。使用料改定を行っても収支不足が生じる場合は一般会計からの繰入金で補てんを行い、収支を均衡させる。

検討の結果、現行の使用料のままでは、毎年欠損金が発生し、多額の一般会計繰入金が必要となるため、将来の市の財政に影響を与えることや事業運営に支障をきたすことになります。

このため本経営戦略では Case 2 の投資・財政計画を採用し、経営基盤の安定と持続可能な下水道サービス提供のため、令和 5 年度中に使用料改定の検討を行うとともに、その後も定期的な使用料改定の検討を行っていく予定です。なお、実際の改定時期及び金額等については、今後検討していきます。

(1) 収益的収支

各ケースとも毎年欠損金が発生しますが、Case 1 では、収支を均衡させるために各年 4.8～5 億円の基準外の一般会計繰入金が必要となります。これと比較し Case 2 では、令和 10 年度以降の基準外一般会計繰入金予定額は 1.8～2.1 億円まで減少する見込みです。

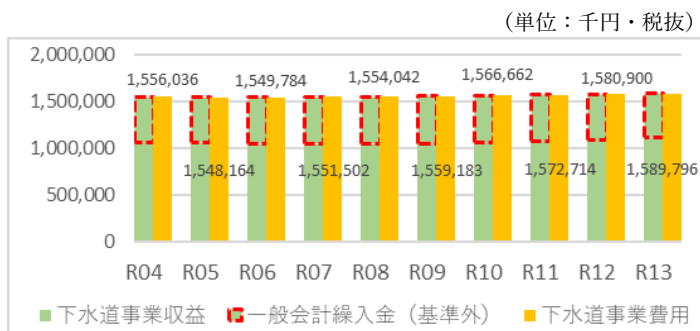


図 6-1 収益的収支（税抜） Case 1

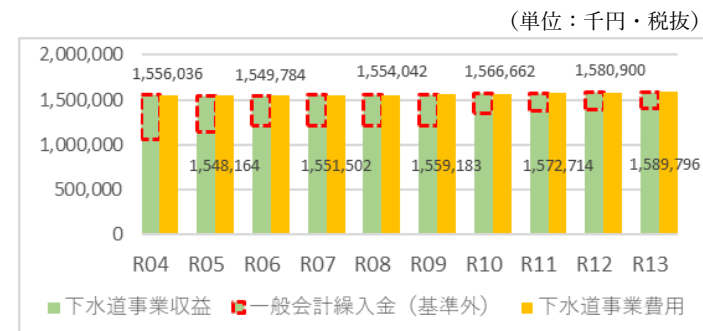


図 6-2 収益的収支（税抜） Case 2

(2) 資本的収支

資本的収支については、使用料収入の影響を受けないため各ケースにおいて変動はありません。各年収支不足となりますが、令和 11 年度以降は企業債償還金及び投資額の減少により資本的支出が減少していくため、毎年発生する損益勘定留保資金で補てん可能となる見込みです。

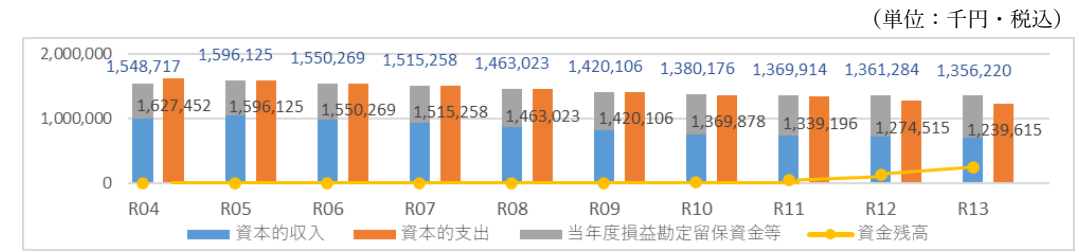


図 6-3 資本的収支（税込）

(3) 経費回収率

- Case 1 では現状と変化なく 60% 程度で推移します。
- Case 2 での経費回収率は、令和 6 年度に 79.0%、令和 10 年度には 92.2% に向上する見込みです。

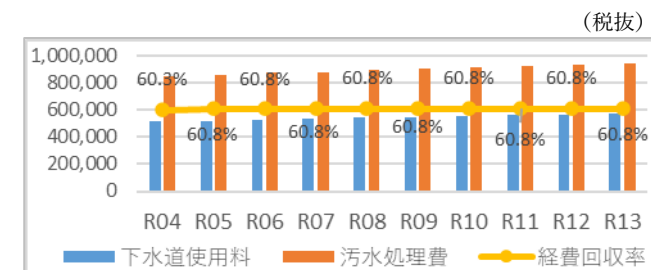


図 6-4 経費回収率 Case 1

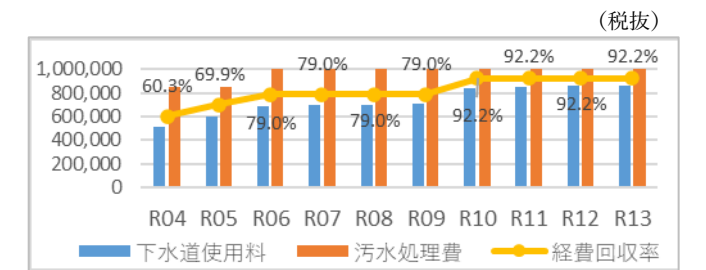


図 6-5 経費回収率 Case 2

(4) 一般会計繰入金

Case 1 では基準外繰入金として、令和 4 年度に約 6.6 億円、令和 13 年度には約 4.8 億円が必要となる見込みです。Case 2 では令和 10 年度以降の基準外一般会計繰入金の予定額は大きく減少します。令和 13 年度時点で約 1.8 億円であり、Case 1 と比較し約 62% 減少します。

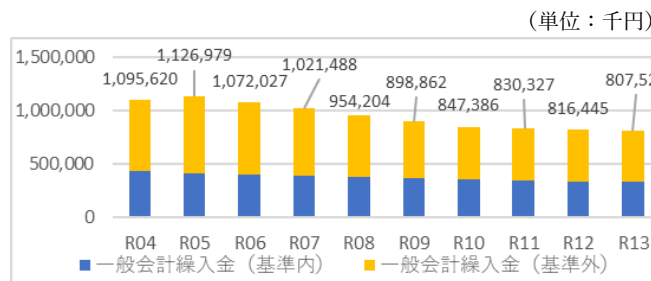


図 6-6 一般会計繰入金 Case 1

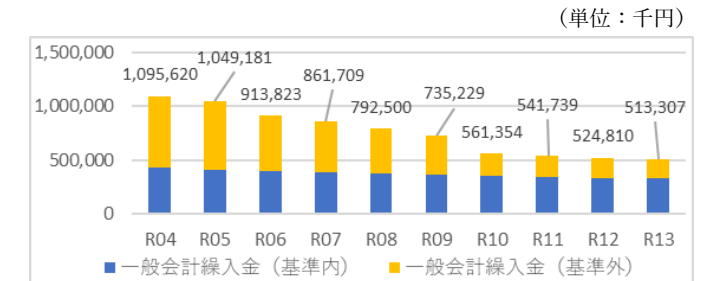


図 6-7 一般会計繰入金 Case 2

7. 効率化・経営健全化の取組

- 人材については**、各種研修会に積極的に参加し、職員の育成、技術の継承、資質の向上に努めます。
- 広域化・共同化については**、本市は污水处理の面では、流域下水道を構成する自治体と広域化・共同化を行っています。今後は、維持管理についても広域化・共同化の可能性を検討していきます。
- 情報公開については**、市ウェブサイト上で経営状況等について公表していきます。

8. 経営戦略の事後検証

この経営戦略の進捗管理は各年度末及び決算時に行い、全体の見直しは 5 年ごとに行います。また、事業計画の変更や経営戦略の進捗状況が大きく乖離した場合、投資・財政の条件が大幅に変更となった場合には、途中年度においても見直しを行います。